

# 適正処理推進へ法整備に着手

## 廃棄物処理法見直しへ専門委設置

### 食り法の判断基準は食農審と合同で検討

廃棄物適正処理の一層の促進に向けて、今年度末から来年度にかけて法整備等の動きが加速しそうだ。中央環境審議会（環境相の諮問機関）循環型社会部会の会合が先月24日に開かれ、廃棄物処理法見直しに向けた議論を行うため、近く廃棄物処理制度専門委員会を設置することが決まった。前回改正の検証や法律の全体的な見直しを行う。月1〜2回程度会合を開き、年内の報告書取りまとめを目指す。また、同日は先般環境省が発表した食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策案に対する審議も行われ、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しは、食料・農業・農村政策審議会との合同部会で答申案を検討することが確認された。

2010年に改正された廃棄物処理法が施行されて今年4月で5年が経過することとなり、改正法に基づき政府において法の施行状況について検討を加えることが求められている。このため、同部会のもとに学識経験者、関係業界および地方公共団体関係者などで構成する廃棄物処理制度専門委員会を設置。年内の報告書取りまとめを目指して議論・審議を進めていく。

同委員会では現行の廃棄物処理法に基づき廃棄物の発生抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検および評価を行い、必要に応じ環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた排出抑制、適正な処理等の促進方策について総合的な検討を行う。特に前回改正で盛り込まれた建設廃棄物における元請責任の明確化、優良産廃事業者認定制度、廃棄物熱回収施設設置者認定制度などの施行状況の検証を行うっていく。また、国内で不適切な取り扱いを受けた廃棄物等が途上国な

どに輸出されるケースも見られることから、廃棄物の輸出入、バーゼル法

24日の同部会では、1月に発覚した産廃処理業者タイコーによる食品廃棄物の不適正な転売事案を受け、環境省が取りまとめた再発防止策案についての審議も行われた。委員からは「電子マニラエスタの機能強化を目指す」との指摘も出た。報告書取りまとめの際には「排出者責任をもっと明確に

すべき」と今後より実効性のある対策を求める声が大勢を占めた。今回の審議や関係者らの意見などをもちに同省では再発防止策を速やかに取りまとめ近く公表する方針。また、食品リサイクル法における判断基準については、同部会の食品リサイクル専門委員会と、食農審食料産業部会の食品リサイクル小員会とで合同で審議していく。排出事業者責任などを巡っては廃棄物処理法見直しに影響を与える可能性もあり、今後の各委員会等での議論の行方が注目される。